

5 監 査 第 160 号
令 和 5 年 12 月 25 日

請求人
半田市
長 野 俊 夫 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年12月5日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年12月5日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月17日付けで提出された補充書面により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

2 請求の対象となる財務会計行為

半田警察署の署長以下の関係者（以下「署長等」という。）に支給した過去1年間分の給与・一時金の支出

3 当該行為が違法・不当である理由

令和3年5月30日告示、同年6月6日執行の半田市長選挙において、立候補者の事前運動（公職選挙法第129条違反）があったにもかかわらず、署長等は、現在も適切な職務を行うことなく、故意に見逃し続けており、本来すべき公務を怠っている。

4 請求する措置

過去1年間の署長等に支給した給与・一時金のうち職務を怠っていた部分の返還を求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実限定されており、これらの行為について、当該普通地方公共団体の住民が違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人は、半田市長選挙（令和3年5月30日告示）において公職選挙法違反があったにもかかわらず、署長等は適切な職務を行うことなく、その違反を故意に見逃していることから、過去1年間における署長等の怠った職務に対する給与の支出が違法又は不当である旨を主張している。

この点、請求人が署長等とする者の範囲は必ずしも明らかではないが、半田警察署の署長については、少なくとも過去1年間は警視正の階級にある警察官が在任しており、警視正以上の階級にある警察官の給与は、警察法（昭和29年法律第162号）第37条及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第2条の

規定により国庫が支弁するものとされていることから、過去1年間に半田警察署の署長に支給された給与の支出は県の財務会計行為とはいえず、住民監査請求の対象とはならない。

また、署長以外の半田警察署の警察官については、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）が適用され、同条例第29条によれば、給与を減額するのは、職員が正規の勤務時間中に勤務しないとき（第1項）及び職員が療養休暇により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないとき（第2項）とされている。このことからすれば、給与の支給が違法として減額を請求するには、署長以外の半田警察署の警察官が勤務しないときがあった旨の指摘をすべきところ、請求人は、署長等が公職選挙法違反を故意に見逃していると述べるのみで、勤務を欠いていることについて明確にしてい

ない。
結局のところ、請求人の主張は、半田市長選挙に係る半田警察署の対応について個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為の違法又は不当である旨の指摘としては明らかな失当である。

これらのことから、本件住民監査請求は法に定める要件を欠いている。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。